

# 社会保障・税番号制度

## (マイナンバー制度)

個人番号(マイナンバー)



マイナンバー

来月(10月)以降、住民票を有する国民の皆さん一人一人に12桁の個人番号が

「通知カード」により通知されます。また、個人番号は中长期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取れない方は、居所情報の登録をお願いします。

**対象** 次に該当する方

- ・ 東日本大震災により被災し、避難している方
- ・ DV等の被害により避難している方
- ・ 医療機関・施設等に入院・入所している方など

※住民票の住所がある市区町村であらかじめ把握している方は登録不要となる場合があります。

**方法** 9月25日(金)までに、申請書(市民課にあります)と本人

確認書類等の添付書類を、住民票の住所がある市区町村の「通知カ

### 社会保障・税番号制度についての問い合わせ先

内閣府(内閣官房)運営のコールセンター

(全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178)

午前9時30分～午後5時30分

(土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。)

※通話料がかかります。

一部IP電話等は ☎050-3816-9405

(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の対応が必要な場合は、☎0570-20-0291へ)

ード担当課(秩父市は市民課)に持参または必着郵送してください。  
※申請の注意事項、留意事項は下記のとおりです。  
※通知カードは10月以降送付します。詳しくは市報7月号3ページをご覧ください。

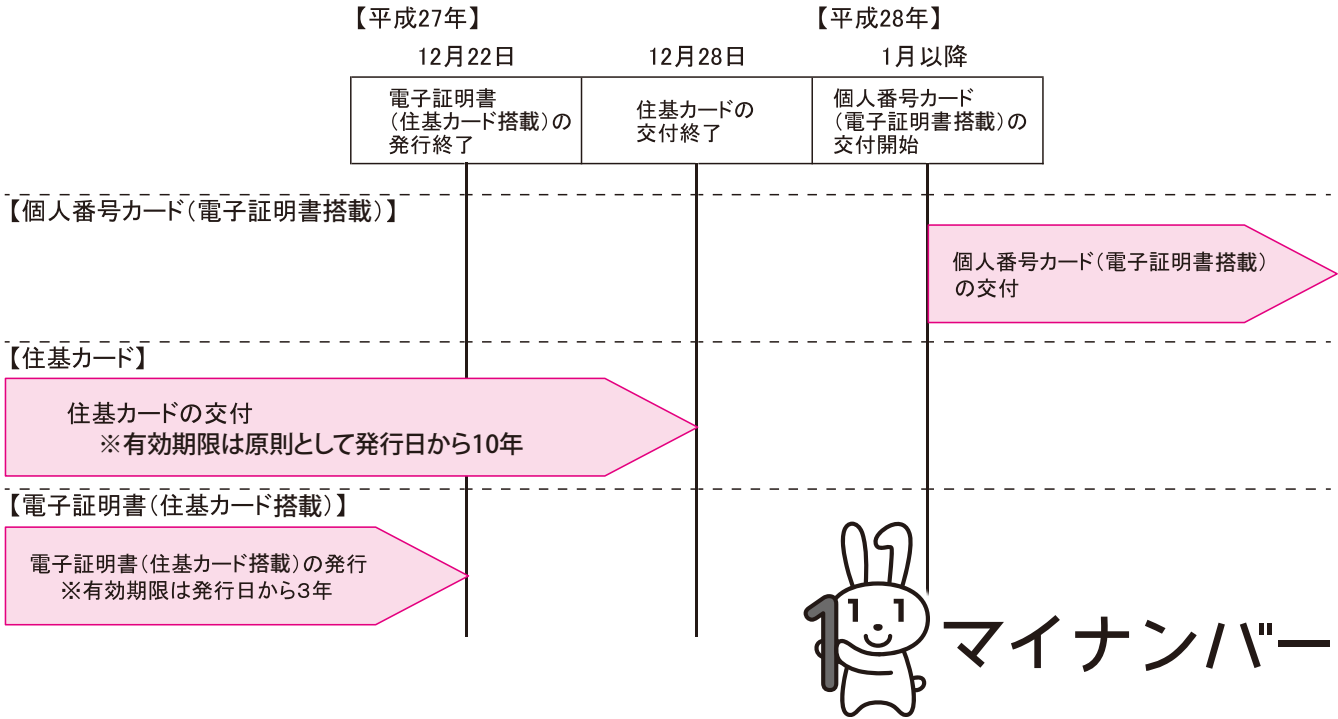
#### 【注意事項】

- 申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください。
- 15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です。
- 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に通知カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
- 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、居所情報登録を行う者に係る情報については全項目、住所地において通知カードの送付を受けることができない理由については該当項目に必ず回答してください。
- 申請に不備がある場合などの理由により、申請を受け付けることができない場合は、市区町村から連絡があります。
- 申請書の提出の際には、次の書類を必ず添付してください。
  - ・ 居所情報登録を行う者の本人確認書類
  - ・ 居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類  
(代理人が申請する場合は、さらに次の書類を合わせて添付してください。)
  - ・ 代理人の代理権を証明する書類
  - ・ 代理人の本人確認書類

#### 【留意事項】

- 番号利用法施行日(本年10月5日)前に現在お住まいの場所(居所)の市区町村に転入をしていただければ、そこに通知カードが送付されるようになりますので、ご検討をお願いします。  
(DV等被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。申出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の写しの交付」の請求によって知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。)
- ※DV等被害者の運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を加害者などの第三者が保有している可能性がある場合には、第三者による「なりすまし」のおそれがありますので、現在お住まいの場所(居所)の市区町村への転入とDV等支援措置の申出をご検討ください。詳しくは、お近くの市区町村にお問合せください。
- 東日本大震災の被災者、DV等被害者については、今お住まいの場所(居所)のある市区町村に出向き、個人番号カードの交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。詳しくは、住民票のある市区町村にお問合せください。

## 個人番号カードの交付開始と住基カード・電子証明書の取り扱い



**平成28年1月以降、**

**個人番号カードを交付します**

（住基カード（住民基本台帳カード）・電子証明書の取り扱いが変わります）

### 個人番号カードの交付

個人番号カードは、個人番号をはじめ、氏名や住所などが記載され、電子証明書も搭載された顔写真付きのICカードです。交付を希望される方は、通知カード同封の申請書類をご覧の上、申請してください。

※個人番号カードの交付は無料です。ただし、再交付は原則有料となります。

### 住基カードの取り扱い

個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードの交付（再交付・更新を含みます。）は12月28日（月）で終了します。12月に申請を予定されている方は、事前にご相談ください（交付できない場合があります）。なお、交付された住基カードは有効期限（原則として発行日から10年）まで利用できます。現在住基カードをお持ちの方も有効期限まで利用できますが、個人番号カードへの切り替えも可能です。

※運転免許証の自主返納者に対する住基カードの無料交付は、12月28日（月）をもって終了します。

### 住基カード搭載電子証明書の取り扱い

個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードに搭載する電子証明書の発行（更新を含みます。）は12月22日（火）で終了します。なお、発行された電子証明書は有効期限（発行日から3年）まで利用できます。現在住基カードに搭載された電子証明書をお持ちの方も有効期限まで利用できますが、個人番号カードに切り替えた場合、住基カードに搭載された電子証明書は失効しますのでご注意ください。

☎市民課 22-5348



個人番号は一生使うものです。個人番号が漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、個人番号はぜひ大切にしてください。

また、社会保障・税番号制度に便乗した不正な勧誘および個人情報取得にご注意ください。通知前に社会保障・税番号制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。